浜田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月 30 日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市規則第 41 号

浜田市行政組織規則の一部を改正する規則

浜田市行政組織規則（平成17年浜田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表総務部カスタマーハラスメント対策推進室の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

⑵　カスタマーハラスメント対策に関すること。

附　則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。